

議 事 録

<input type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 一部公開・ <input type="checkbox"/> 非公開			部 分 <input type="checkbox"/> 非公開 理 由		
			文書管理責任者	保存期間	30 () ・10・ <input type="checkbox"/> 5・3・1・随
				作成日	令和8年1月15日(木)
部長	課長	課長補佐	係長	係	記録者所属
					職・氏名 高齢者福祉係 主任 尾崎 悟史 ㊟
会議等の名称	令和7年度第2回 東御市介護保険運営協議会 東御市地域包括支援センター運営協議会 東御市地域密着型サービス運営委員会			開催日時	令和8年1月15日(木) 午後1時30分～3時00分
				場 所	総合福祉センター3階 講堂
主催者(事務局)	福祉課高齢者福祉係			司会者	司会進行：掛川福祉課長 議事進行：横山会長
出席者	【委員】市毛真弓委員、春原久幸委員、横山好範委員、成澤俊夫委員、木島ますみ委員、 高木昇委員、森野洋平委員、中陽平委員、新林秀友委員、小林峯雄委員、山岸淳子委員、 柳沢宗一委員 【事務局】寺田嘉彦健康福祉部長、掛川一郎福祉課長、田中朋子高齢者福祉係長 青木朋子主査、尾崎悟史主任（高齢者福祉係）				
欠席者	岩井孝司委員、田中美恵子委員、大谷美知子委員				
議 題	(配布資料)				
報告事項	(1)	東御市高齢者等実態調査（独自調査分）の集計結果（速報）について			別紙資料1のとおり
協議事項	(1)	令和8年度重点事業（案）について			別紙資料2のとおり
〃	(2)	東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正について			別紙資料3のとおり
決定事項 (要点を簡条書き)	協議事項（2）について、本協議会から市へ答申を行う。（別紙答申書のとおり）				
次回への検討事項	・第10期介護保険事業計画、高齢者福祉計画及び認知症施策推進計画の策定について				
次回開催	令和8年8月頃			(場所)	未定

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
3 副会長の選出	横山好範会長	柳澤ひろ子委員の外部団体の任期満了に伴い、改めて副会長を互選する必要があるが、皆様からご意見は如何か。
	一同	意見なし
	横山好範会長	事務局から案はあるか。
	事務局	森野洋平委員にお願いしたいと思うが、いかがでしょうか。
	一同	異議なし。
4 報告事項 (1) 東御市高齢者等実態調査（独自調査分）の集計結果（速報）について		
	事務局	(1)について一括説明（別紙資料1参照）
	柳沢 宗一委員	市内の要介護3及び4の認定者数は何名か。
	事務局	介護保険事業月報（令和7年11月分）において市内の要介護3の人数は244名、要介護4は234名、要介護5は137名です。
	柳沢 宗一委員	本協議会の協議事項「東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正について」では、対象者を要介護3から4に引き上げることとなっている。当該給付金事業の趣旨は在宅介護者の福祉の増進を図るとなっているが、この給付金事業の目的は住民税非課税世帯の在宅介護者への財政支援なのか、在宅介護への慰労が目的なのか、詳しく聞かせていただきたい。 また在宅の介護を希望している世帯や施設へ入所する高齢者等のニーズは多様であるが、介護を行ったり受けたりするには費用がかかる。費用がかかるため施設への入居をためらっている方もいる。そのような方に対する支援の検討をお願いしたい。
	事務局	家庭介護者慰労給付金要綱の見直しについて、その目的は、サービス受給者に対する給付を現金から現物へ移行し、実際のサービスとして提供することで在宅介護者の介護への身体的及び精神的な負担の軽減を図ることです。 また、非課税世帯への給付とすることで、対象となる在宅介護者への経済的負担の軽減を図ることも目的としています。課税世帯への現金給付を現物給付の資本へ移行し、サービスの充実化を図ることで、在宅介護者のみに介護を押し付けるのではなく、社会全体で要介護者を支えていくシステムを構築したいと考えています。
	成澤 俊夫委員	市内の要介護3～5の認定者の全員が東御市家庭介護者慰労給付金の対象者か。
	事務局	先ほどお示した市内の要介護3～5認定者の内、施設入所者は当該給付金の対象とはなっておりません。
	成澤 俊夫委員	本協議会の協議事項では、当該給付金要綱の改正についてであるので、当該給付金の対象者数及び今回の改正案に伴う見込該当者数の増減数、また介護度別の人数をお示しいただきたい。
	事務局	当該給付金の対象者数は令和5年度は158名、令和6年度は181名です。また、介護度別の人数については協議事項（2）にて報告します。
	小林 峯雄委員	東御市高齢者等実態調査の対象者の抽出方法は如何か。
	事務局	当該調査（元気高齢者）の抽出方法は、市内在住の65歳以上の方のうち無作為抽出により400名を対象とした。

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
<p>5 協議事項</p> <p>(1) 令和8年度重点事業(案)について</p> <p>(2) 東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正について</p>		
	事務局	(1)について一括説明（別紙資料2参照）
	柳沢宗一委員	重点事業②の生活支援コーディネーターの担当は誰がされるのか。
	事務局	生活支援コーディネーターは東御市社会福祉協議会へ委託している。
	市毛 真弓委員	重点事業①の具体的なサービス内容は何か。また、全地域への拡充を目指しているとのことだが、現時点でのサービスB事業の実施現状は如何か。
	事務局	主たる事業は別紙2のとおりです。令和8年度では地域住民が主体となって運営する通所型サービスBを中心に組みます。現時点では3箇所3団体が実施しています。
	市毛 真弓委員	重点事業②は「単身高齢者、高齢者のみの世帯等を対象」となっている。在宅介護者を支援するとの意向もあるとのことだが、これらの関連性は如何か。
	事務局	重点事業②について、子等と同居の世帯でも特段の事情がある場合は事業の対象となります。今後は障がいのある方など対象範囲の拡大を検討しています。
	柳沢 宗一委員	重点事業①に関する広報や周知はどのようにされるか。
	事務局	既に活動している住民主体の活動が13か所あり、既に活動をされている団体から通所型サービスBへの転換をしたいと考えています。また、今後は市福祉課と健康推進課が協働し、保健師等の専門職が積極的に関与していくことで、市民の方の健康作りと介護予防の一体的な実施を目指します。
	横山 好範委員	既に地区で活動しているサロン活動をサービスBへ移行するという点で間違いはないか。その場合の要件は如何か。
	事務局	社会福祉協議会で活動しているいきいきサロンも、重点事業①におけるサービスBへ位置付けられように進めたいと考えています。サービスBへ意向すると補助金の支払い、団体の役員を選出等の手続きが必要となる。事務的な負担はあるが、当課でサポートしていきます。
	横山 好範委員	今後、サービスBの拡充については福祉課がしっかりとサポートしていただきたい。
		(2)について一括説明（別紙資料3参照）
	横山 好範委員	先ほど質問がありました当該給付金の対象者数及び今回の改正案に伴う見込該当者数の増減数、また介護度別の人数をお示しいただきたい。
事務局	令和7年度実績は計155名に支給し、介護度別の内訳は要介護3は73名、要介護4は53名、要介護5は29名です。	
討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)

横山 好範委員	当該給付金要綱の改正により、令和7年度実績から鑑みると、要介護3の73名は対象外になるということ間違いはないか。
事務局	間違いはない。要介護4及び5の方で且つ非課税世帯が給付対象となると、合計40世帯程度になると試算しています。
成澤 俊夫委員	東御市家庭介護者慰労給付金事業は介護保険特別会計で行う事業であるか。
事務局	主は一般会計による事業です。但し、介護認定者の内、在宅介護サービスを利用していない方に対する給付金のみ介護保険特別会計から支出しています。
成澤 俊夫委員	本協議会は介護保険事業に関して審議する場であると考えますが、一般会計で行う事業についても本協議会で審議されるものとしてよいか。 また、当該給付金事業が非課税世帯且つ要介護4又は5の方への経済的負担の軽減を目的とした給付事業であるなら、条例で定められている名称の「慰労」という言葉は本来、家庭介護者が行う介護へのご苦労に対し労うという意味であるため、その目的に相応しい名称を検討する必要があるのではないか。
事務局	本市では介護保険運営協議会は介護保険事業を含めた市の高齢者福祉施策全般についてもご審議いただいております。また、介護保険事業計画と一体的に策定する高齢者福祉計画についても、本協議会でご審議頂いている経緯があります。そのため、当該給付金事業についても、本協議会でご提案をさせて頂き、ご意見を賜りたいと考えます。本市では、本協議会以外で市の高齢者福祉施策を検討する場はございません。 また、当該慰労金給付要綱について、「常時介護を要する者及びその家庭介護者の福祉の増進を図る」目的で給付金を給付するとなっております。当該給付金事業が制定された時代は、介護サービスは潤沢ではなく、家庭による介護に頼らざるを得なかった時代であり、「家庭介護者の介護を労う」とこと、「家庭介護者の経済的負担を軽減する」ことを目的としていました。
柳沢 宗一委員	当該要綱第7条にある「平成16年度に限り」という文言は、現在も適用か。また、要綱文は修正の必要はないか。
事務局	合併以前に旧北御牧村で適用していた額を記載しているものであって、現在は適用されていない。また以前の文言は要綱に残すこととなっており、削除はできません。
春原 久幸委員	当該給付金要綱の改正により対象範囲が狭くなり、要件が厳しくなると言わざるを得ないが、本改正の理由は如何か。
事務局	本改正の目的は、サービス受給者への現金給付から現物給付へ移行することで原資を異動し、実際に提供される介護サービスの資源として運用をし、現物給付によるサービスを充実させることで、今後予想される家庭介護力の低下を当該サービスで補っていきたいと考えています。そのサービスの基盤作りを推進したい。
春原 久幸委員	「原資を異動させる。」ということは、当該事業に係る市の予算額の増減は無しという認識で間違いはないか。
討議内容及び経過	(発言者名) (発言内容)

事務局	その通りです。また、今後利用者は増加していくものと想定しています。
市毛 真弓委員	本給付金の趣旨の説明で「サービスが潤沢でなく、家庭にその介護を頼っていた。そのための慰労のため」と説明があり、令和7年度の対象者は155名とのことだが、対象者数の現在までの推移は如何か。 また、現金給付から現物給付へと移行していくとのことだが、その具体的な時期、今後のスケジュールについてお示しいただきたい。
事務局	慰労金の対象者は令和5年度は158名、6年度は181名、7年度は155名となっています。高齢者が増加すると共に、給付金対象者も比例するものと考えてます。 給付の切り替えについては、令和8年4月から順次切り替えていけるよう進めています。
市毛 真弓委員	現物給付の具体的な案をお示しいただきたい。
事務局	一点は重点事業②「高齢者日常生活サポート事業」の拡充と強化です。令和7年度は有償ボランティアの養成や、民生委員へ依頼している高齢者実態調査にてチラシの配布を依頼するなどし、サービスの周知を図っている。
市毛 真弓委員	現金給付の対象者の要件が改正されることで、給付を受けられなくなる方もおり、在宅介護で必要な物品が購入が出来なくなるケースも考えられる。その点については如何か。
事務局	「非課税世帯への経済的負担の軽減」も当該給付金事業の目的の一であるとし、その対象者は当該給付金を活用することで必要な物品の購入に充てていただくと想定しています。
横山 好範委員	東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正については、「妥当である」と答申してよいか。
春原 久幸委員	全会一致とは言い難いが、市の方針である以上は致し方ない。
事務局	ご答申いただくにあたり妥当であるとお認めいただき、またご意見がある場合は、答申書に付帯意見としてまとめて頂きたい。
成澤 俊夫委員	本改正はサービスの現金給付から現物給付への方針転換であると伺えるが、重点事業である高齢者日常生活サポート事業について、今後ニーズがあるのかを再評価していただきたい。本協議会は、この答申に関して責任があるため、市の提案が市民の実情と合っているのかの検証を継続していく必要がある。
市毛 真弓委員	今後ますます高齢者日常生活サポート事業のニーズは高まる一方、市の財政も厳しさを増す中で、要綱改正により要介護3の方は対象から外され、住民税非課税世帯のみ対象となり、対象世帯が約40世帯になってしまう。 ただし、要綱（案）第3条（2）では、その給付対象を「市長が特別に認める場合はこの限りではない。」と定められているので、個人の実情に応じ、柔軟に対応されたい。また、サービスのニーズについて、定期的な見直しは必要であると考えます。
討議内容及び経過	(発言者名) (発言内容)

6 答申	横山 好範委員	様々な事情がある中で、情勢に応じてサービスの検証を続けていく必要があるが、今後ニーズが高まっていくであろう高齢者日常生活サポート事業の拡充のため、現時点では市の方針を受け入れ、妥当であると答申したいので、賛同される方は挙手をお願いしたい。
	一同	異議なし。
		答申内容について説明（別紙答申書参照）
	横山 好範委員	改めて答申内容について賛同いただける方は挙手をお願いします。
	一同	異議なし。
7 その他	事務局	次年度の本協議会について、令和8年は介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定年度であり、また認知症施策推進計画も同時に作成をさせていただき予定であり、その開催の予定は8月、11月、2月を予定しています。
8 閉会		